

**仙台商工会議所**  
**創業・創立記念会員事業所表彰規程**

第1条（目 的）

本所会員事業所の永年に亘る企業活動を称え、本規程により表彰することにより、その歴史を広く知らしめ、もって社会的信頼性の高揚に資するとともに、本市経済発展の一助とすることを目的とする。

第2条（対 象）

本所会員事業所にして、10周年、20周年、30周年等、10年を単位とした創業・創立記念（出先企業の場合は、支店、営業所等の開設）の年（1月1日から12月31日）にあたり、所定の申請書により申請があった事業所とする。

第3条（被表彰事業所の決定）

被表彰事業所は、申請にもとづき表彰審査委員会の審議を経て、常議員会において決定する。

第4条（表彰の方法）

表彰は年1回とし、表彰状を贈呈する。

第5条（そ の 他）

その他本規程に定められたものの他、必要な事項は会頭が別に定める。

第6条

本表彰規程は、平成13年10月23日から施行する。